

海田町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月25日

海田町長 竹野内 啓佑

海田町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例

第1条 海田町乳幼児等医療費助成条例（昭和48年海田町条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を削り、同条第2項中「第3号」を「第2号」に改める。

第3条第1項中「であつて、次の各号のいずれかに該当するもの」を削り、同項各号を削る。

第2条 海田町乳幼児等医療費助成条例の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

海田町こども医療費助成条例

第1条中「乳幼児等」を「こども」に改める。

第2条第1項第1号中「乳幼児等」を「こども」に、「満15歳」を「満18歳」に改め、同項第2号、同条第2項及び第3項中「乳幼児等」を「こども」に改める。

第3条第1項中「乳幼児等」を「こども」に改める。

第4条中「対象乳幼児等」を「対象こども」に、「乳幼児等医療費受給者証」を「こども医療費受給者証」に改める。

第5条第1項中「乳幼児等医療費」を「こども医療費」に、「乳幼児等」を「こども」に改める。

第6条中「乳幼児等」を「こども」に改める。

第7条中「乳幼児等医療費」を「こども医療費」に改める。

第8条中「対象乳幼児等」を「対象こども」に改める。

第9条第1項中「対象乳幼児等」を「対象こども」に、「乳幼児等医療費」を「こども医療費」に改め、同条第2項中「乳幼児等医療費」を「こども医療費」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は公布の日から、第2条及び附則第5項の規定は同年10月1日から施行する。

(準備行為)

2 第1条の規定による改正後の海田町乳幼児等医療費助成条例の規定により医療費の助成を受けることができることとなる者に係る乳幼児等医療費受給者証の交付その他医療

費を助成するために必要な準備行為は、同条の規定の施行の日前においても行うことができる。

3 第2条の規定による改正後の海田町こども医療費助成条例（次項において「新条例」という。）の規定により医療費の助成を受けることができることとなる者に係るこども医療費受給者証の交付その他医療費を助成するために必要な準備行為は、同条の規定の施行の日前においても行うことができる。

（経過措置）

4 第2条の規定の施行の日前に、同条の規定による改正前の海田町乳幼児等医療費助成条例第4条の規定により交付された乳幼児等医療費受給者証は、令和9年9月30日までの間、新条例第4条の規定により交付されたこども医療費受給者証とみなす。

（海田町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正）

5 海田町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年海田町条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「海田町乳幼児等医療費助成条例（昭和48年海田町条例第9号）による乳幼児等」を「海田町こども医療費助成条例（昭和48年海田町条例第9号）によるこども」に改める。

別表第2中「海田町乳幼児等医療費助成条例による乳幼児等」を「海田町こども医療費助成条例によるこども」に改める。